少量核燃料物質の 安全な取扱いに向けた 今後の方向性について(案)

平成23年1月20日 文部科学省 原子力規制室

議題

1. 今後の方向性(案)

2.ガイドラインの内容(骨子)

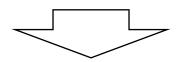
3.今後の検討スケジュール(案)

1.今後の方向性(案)

(1) 委託調査結果より

無用な被ばくを避け、核燃料物質の適切な安全管理を行っていくため、何らかの対応による被ばくの低減処置、取扱い、安全教育を実施させなければならない。

現時点において被ば〈線量は年間被ば〈限度値を下回っている中で、 早急に法規制を導入した場合、事業者への負担及び研究活動への 支障等の社会的な混乱を起こす可能性が否定できない。



安全確保に向けた取扱い、管理の方法等を周知する必要があるため、 今後「ガイドライン」により対応を行う。

当面はガイドラインによる対応を行い、ガイドラインのフォローアップ 状況を見ながら、問題点等を精査した上で、核燃料物質の処分の進 展状況等を踏まえて、法規制について検討する。

2. ガイドラインの内容(骨子)

(1) 核燃料物質の使用について

- ·使用の場所を限定する。使用場所には目に付きやすい場所に使用上の注意事項を掲示する。
- ・非密封の核燃料物質を取り扱う際は、白衣、手袋、マスクを着用する。等

(2) 核燃料物質の貯蔵について

- ·核燃料物質の保管場所は、常時人が立ち入らない場所で保管する。また、施錠管理する。
- ・保管場所には目に付きやすい場所に保管上の注意事項を掲示する。 等

(3) 廃棄物の管理について

- ・少量核燃料物質に触れた液体状の廃棄物については、法令に定める濃度限度以下であることを確認した場合のみ、排出することもできる。確認した際の分析値等の記録は保存する。
- ·容器は腐食に耐え、溶液が漏れに〈〈、蓋が容易に外れないものを用いる。 等

(4) その他(使用者に対する教育の実施)

- ·初めて少量核燃料物質を取り扱う者に対し、放射線の基礎知識、安全な取扱い と放射線防護、放射線の人体への影響等について教育する。
- ・必要に応じ、少量核燃料物質を取り扱う者や関係者に対し教育を行う。

3.今後の検討スケジュール(案)

- 1.次回検討会 学協会等関係者に対して提案するガイドラインの素案の審議
- 2. 学協会等への意見募集
- 3.次々回検討会(2回程度) 学協会等からの意見の集約結果の報告、学協会等からの意見を踏まえたガイドラインの修正案の審議
- 4. 放射線審議会への報告(必要に応じて)
- 5.ガイドラインの周知 国際規制物資使用許可者への周知、説明会の開催